

令和 7 年度
福島地方最低賃金審議会
第 1 回自動車小売業専門部会
議 事 錄

日 時：令和 7 年 10 月 24 日（金）
16:58 ~ 17:45
場 所：福島第二地方合同庁舎 3 階会議室
出席者：（公）元井
（労）鈴木（克）、只野
（使）安齋、大内、宗形

1 開 会

（室 長） 数分早いのですが、今日参加予定の方は皆さんお揃いです
ので、これより令和 7 年度福島地方最低賃金審議会第 1 回自動
車小売業最低賃金専門部会を開会いたします。

委員の皆様には、大変お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

事務局を担当いたします賃金室長の鈴木と申します。部会
長及び部会長代理の選出まで、事務局で進行させていただきます
ので、よろしくお願ひいたします。

はじめに、専門部会の開催に当たりまして、労働基準部長の
綿貫より御挨拶申し上げます。

（基準部長） 労働基準部長の綿貫と申します。17 時にお集まりいただ
きまして大変申し訳ございません。御協力ありがとうございます。

今回、自動車小売業の特定最賃につきましては、最低賃金審議会の本審の方で必要性有りということで認められまして、今日が第1回目でございます。

特定最低賃金は、福島において大変重要な最低賃金になるのではないかと思っているところでございます。したがいまして、大変恐縮なのですが、この特定最低賃金は労使のイニシアティブで決めていただくということが大原則となっておりますので、労使のイニシアティブを発揮していただき、事務局の方としては、皆様に御苦劳かけないように御準備等させていただきますので、それ以外にも、水面下での色々な御調整も必要なのではないかと思っています。ぜひ、労使のイニシアティブを発揮していただきまして、福島県の状況に見合う、自動車小売業の特定最低賃金を決めていただければ大変ありがたいと思っています。

何とぞ、よろしくお願ひいたします。

(室 長) 次に、今年度の自動車小売業最低賃金専門部会の委員の皆様を賃金室長補佐の橋本から、名簿順に御紹介させていただきます。

(補 佐) 賃金室長補佐の橋本です。よろしくお願ひいたします。

それでは、お手元の資料1ページの「令和7年度福島地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会委員名簿」により委員の皆様を御紹介させていただきます。

公益代表、熊沢透委員、本日御欠席となっております。

元井貴子委員。

森谷吉博委員、本日御欠席となっております。

労働者代表、鈴木克佳委員。

(鈴木(克)委員) よろしくお願ひいたします。

(補 佐) 只野知子委員。

(只野委員) よろしくお願ひします。

- (補 佐) 根本祐作委員、本日御欠席となっております。
使用者代表、安齋淳委員。
- (安齋委員) これからよろしくお願ひいたします。
- (補 佐) 大内淳子委員。
- (大内委員) はい。よろしくお願ひします。
- (補 佐) 宗形義孝委員。
- (宗形委員) はい。よろしくお願ひいたします。
- (補 佐) 以上となります。
どうぞよろしくお願ひいたします。
- (室 長) 次に、特定最低賃金専門部会開催に至るまでの経過等について御説明いたします。
- 今年7月16日に、5つの特定最低賃金に関する労働団体より、福島労働局長に対して最低賃金法第15条第1項に基づく特定最低賃金の改正決定を求める申出がありました。
- 規定に基づき審査した結果、それぞれ必要な要件を満たしていることから、8月8日に開催しました第3回福島地方最低賃金審議会におきまして、福島労働局長から、同審議会に「特定最低賃金改正の必要性の有無について」諮問しましたところ、9月18日の第5回最低賃金審議会において、自動車小売業の最低賃金について、「特定最低賃金改正の必要性有り」の答申をいただき、同日に福島労働局長から同審議会に「特定最低賃金の改正決定の諮問」をさせていただきました。その結果、自動車小売業最低賃金につきまして、本日の専門部会の開催となった次第です。
- 専門部会の廃止につきましては、該当する特定最低賃金の改正に伴う異議申出期間が満了したときとする旨、同審議会で決議されておりますので御報告いたします。

2 定足数の確認

(室 長) 次に、事務局から定足数の確認をさせていただきます。

(補 佐) 本日は、公益の熊沢委員、森谷委員、労働者側の根本委員が欠席されていますが、委員の3分の2以上の出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項の規定により、各専門部会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。

3 議 事

(1) 専門部会の部会長及び部会長代理の選出について

(室 長) これより議事に入ります。

最初に、専門部会の部会長及び部会長代理の選出を行います。

最低賃金法第25条第4項により、「部会長は公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する」、また「部会長代理は部会長に準じて選出する」と規定されており、公益委員において、専門部会の候補が互選されておりますので、事務局から報告いたします。

配付させていただきました特定最低賃金専門部会・公益委員名簿により、自動車小売業最低賃金専門部会の部会長および部会長代理を報告させていただきます。

部会長は元井委員、部会長代理は森谷委員です。

異議はございませんでしょうか。

《異議なしの声》

(室 長) それでは、これから の進行については、部会長の元井委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

《異議なしの声》

(室 長) ありがとうございます。それでは、議事の進行につきまして元井部会長にお願いいたします。

(部会長) 元井です。これから議事につきまして、円滑な審議に向け皆様の御協力のほどよろしくお願ひいたします。

(2) 福島地方最低賃金審議会専門部会運営規程について

(部会長) それでは、議事を進めます。

議事の(2)福島地方最低賃金審議会専門部会運営規程について、事務局から説明をお願いします。

(室長) 本日配布しております資料の2ページから4ページをご覧ください。審議会の議事運営につきましては、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、従来からこの規程を定めています。

第1条は目的、第2条は会議の招集に関する事項、第3条は委員の欠席及び第4条は会議の議事に関する事項となっています。第5条の会議の公開には、会議は原則公開とする事項、ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる事を規定しています。第2項は、部会長が会議における秩序の維持のため傍聴人の退場を命じるなど必要な措置をとることができる事を規定しています。

第6条の議事録及び議事要旨には、議事録及び議事録を作成すること、第2項には、議事録及び会議の資料は、原則公開しますが、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会

長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができるることを規定しています。

さらに、第7条では意見の報告、第8条では議事運営、第9条では規定の改廃に関する事項となっています。

付帯決議には、「1 本運営規程第6条第1項の規定に基づき会議を非公開とする審議等は、公益委員、労働者側委員及び使用者側委員の三者が集まっての採決、その他、公益委員と労働者側委員との会議、公益委員と使用者側委員との会議及び労働者側委員と使用者側委員との会議の二者での会議とする。また、調査審議を行う場合においての関係労働者及び関係使用者その他の関係者の意見を聴取するに当り、公開とすることについて陳述者の同意が得られない場合は非公開とする。2 本運営規程第7条第2項の規定に基づき、その一部又は全部非公開とができる議事録及び会議の資料は、非公開とした審議等に係る議事録及びその時に使用した資料とする。」としております。

昨年度からの変更点はありません。同じ内容になっております。

(部会長) 事務局から説明がありました福島地方最低賃金審議会専門部会運営規程について御意見等ございますか。

(なし)

(部会長) 特に意見がないようですので、事務局から御提案いただきました運営規程どおりで進めさせていただきます。

(3) 最低賃金審議会令第6条第5項の適用について

(部会長) 次に、最低賃金審議会令第6条第5項の適用について確認いたします。事務局から説明をお願いします。

(室 長) 最低賃金審議会令第6条第5項では、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の議決をもって審議会の議決とすることができます」とされております。

専門部会における最低賃金審議会令第6条第5項の適用につきましては、9月18日に開催されました第4回福島地方最低賃金審議会におきまして、「特定最低賃金専門部会において全会一致で決定したときには、専門部会の決議をもって、審議会の決議とする。」とし、審議会令第6条5項を適用することを決定しております。

なお、専門部会で全会一致に至らなかった場合には、審議会を開催して改めて審議・決定することとなりますので、よろしくお願ひいたします。

(部会長) ただいまの説明のとおり、特定最低賃金専門部会については、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会において全会一致で決定したときは、専門部会の議決をもって審議会の議決とします。

なお、専門部会で全会一致にならなかった場合には、審議会を開催して、改めて審議をして決定することとします。

(4) 専門部会議事録確認者の指名について

(部会長) それでは次に行きたいと思います。専門部会の議事録確認者の指名に移りますが、事務局から説明をお願いします。

(室 長) 議事録につきましては、専門部会運営規程第6条にて作成について規定されていますが、その議事録の確認について部会長のほかに、部会長及び部会長の指名した委員2名から確認をいただくこととしています。その2名の委員につきましては、労働者側、使用者側から1名ずつ推薦していただいたうえで指名を行ってきます。

労使各側から1名の推薦をお願いします。

なお、確認の方法につきましては、電子メールによりご確認いただき、確認した旨の連絡をいただくという方法が適当と考えております。確認方法につきましてもお諮り願います。

(部会長) ただいま、御説明がありました議事録の確認者ですが、確認者を労使各1名ずつ御推薦願いたいのですが、労働者側はいかがでしょうか。

(鈴木(克)委員) はい。鈴木でお願いいたします。

(部会長) 使用者側はいかがでしょうか。

(宗形委員) 大内委員でお願いします。

(部会長) それでは、労働者側が鈴木委員、使用者側が大内委員を議事録確認者としますので、よろしくお願ひします。

なお、議事録確認者が出席できなかった場合は、出席委員の中からその都度選出させていただきます。

次に、議事録確認方法について、事務局からメールにて確認してもらうとの説明がありましたが、そのような方法でよろしいでしょうか。

《異議なしの声》

(部会長) それでは、議事録確認については、メールにより行うこととします。

(5) 参考人からの意見聴取について

(部会長) 次に、参考人からの意見聴取について確認いたします。
事務局から説明をお願いします。

(室長) 参考人からの意見聴取につきましては、9月18日に開催しました第5回最低賃金審議会におきまして、最低賃金法第25条第5項に基づく公示による意見陳述の希望がなかった場合は、同条第6項による「特定最低賃金専門部会については参考人の意見聴取を実施しない」ことを決定しております。

公示による意見陳述の希望は、ございませんでした。

(部会長) ただいまの説明のとおり、公示による意見陳述の申出がなかったことから、特定最低賃金専門部会における参考人の意見聴取は実施しないことになります。

(6) 配付資料の説明について

(部会長) 次に、本日の配付資料について事務局から説明をお願いします。

(室長) 会議資料の4ページまでは既に審議で触れていますので、5ページからご説明いたします。

5ページは、令和7年度特定最低賃金(5業種)の改正申出内容一覧表です。この中の「自動車小売業」以外の4業種につきましては、改正の必要性の審議が継続中です。

6ページは、令和7年度の地域別最低賃金の全国の答申状況です。福島県は、A～Cの3つのランクのうちのBランクで、現行額955円から78円引き上げ1,033円となっています。発効日は、令和8年1月1日です。地域別最低賃金の全国加重平均額は、1,121円で前年度から66円の引上げとなっています。

7ページは、福島県における令和元年度からの地域別最低賃金及び特定最低賃金(5業種)の改定状況の一覧表です。

8～9ページは、令和6年度の中央最低賃金審議会、福島地方最低賃金審議会、県最低賃金及び特定最低賃金専門部会の開催状況、開催内容に係る一覧です。

10ページからが、今年度通信調査により実施した「福島県最低賃金に関する実態調査結果報告書(令和7年6月分)」になります。

11ページに、特定最低賃金に係る調査の概要等が記載されています。調査は、令和7年6月1日現在で常用労働者を使用する民営事業所で、製造業については、労働者数99人以下、

小売・サービス業については、29人以下の事業所で1年以上継続して事業を営んでいる事業所を対象に、一定の方法で調査事業所を抽出し集計したものです。自動車小売業は172件を集計したものです。

自動車小売業の規模別最賃母集団及び調査事業所数調は、12ページに記載のとおりです。

13ページ～19ページは、規模別・地域別・年齢別の（産別適用除外者を除く）時間当たりの所定内賃金額（精・皆勤手当、通勤手当及び家族手当の3手当を除く）の分布をまとめたものになります。横書きの表で文字が小さくなっていますが、上段が累積労働者数、下段括弧書きが累積構成比になっています。この労働者数は先ほどの実際の集計を母集団の労働者数に復元して出しているものです。

20ページは、最低賃金実態調査結果について、福島県最低賃金及び自動車小売業の1時間当たり賃金額の特性値を規模別・地域別に表したものです。

第1・20分位数は、労働者の賃金を低いものから高いものへと一列に並べて、低い方からみて、全体の20分の1の順位に当たる数値を第1・20分位数といい、下から5%の位置を表しています。第1・10分位数は、労働者の賃金を低いものから高いものへと一列に並べて、低い方からみて、全体の10分の1の順位に当たる数値を第1・10分位数といい、下から10%の位置を表しています。

第1・4分位数、労働者の賃金を低いものから高いものへと一列に並べて、低い方からみて、全体の4分の1の順位に当たる数値を第1・4分位数といい、下から25%の位置を表しています。

中位数というのが、労働者の賃金を低いものから高いものへと一列に並べて、全体の2分の1の順位（中央）に当たる数値を中位数といいます。

それぞれ分布の特性（バラツキ等）を示す数値となっています。

21ページは、特定最低賃金の地域別最低賃金に対する指數一覧です。各特定最低賃金の時間額指數は、福島県最低賃金との比較、全国加重平均指數は、地域別最低賃金の全国加重平均と自動車小売業最低賃金の金額との比較です。令和6年度の各特定最低賃金の時間額指數は、福島県最低賃金955円を100としたとき、自動車小売業106.8（差額65円）となっています。

22ページは、令和4年度から令和6年度までの3年間の福島県と同種の業種に係る自動車小売業最低賃金の都道府県別の決定状況と対地域別最低賃金の指數一覧になります。網掛けになっている都道府県は、該当する特定最低賃金が地域別最低賃金（地賃）より下まわっているものです。

23ページは、最低賃金に係る未満率の一覧になります。未満率は、現在設定されている最低賃金額を下回っている労働者の割合となります。本表は、今年6月分賃金について実施した賃金実態調査結果に基づき作成したもので、現行の福島県最低賃金額955円の未満率は1.7%です。現行の自動車小売業最低賃金額では、1,020円で3.6%となっています。

24～26ページは、賃金実態調査結果を基に最低賃金時間額改定による自動車小売業最低賃金の影響労働者数と影響率をまとめたものです。なお、影響率とは、最低賃金を引き上げた場合に影響する労働者の割合になります。

27ページからは、日本銀行福島支店が令和7年10月17日に発表した「福島県金融経済概況」です。

34ページからは、福島県企画調整部統計課が令和7年9月30日に発表している「最近の県経済動向」です。

67ページからは、福島県企画調整部統計課が令和7年9月30日に発表している「福島県鉱工業指数月報」です。

85ページは、国土交通省東北運輸局が令和7年9月12日付けて発表した「東北運輸局管内の新車新規登録・届出台数」の令和7年8月分速報値です。

86ページは、過去、6箇月間の「東北運輸局管内の新車新規登録・届出台数」となっています。

87～88ページは、年別（令和2年～令和6年）の福島県内の中古車販売の実績データになります。こちらは、日本自動車販売協会連合会福島支部様からの提供となっている資料です。

89～91ページは、特定最低賃金の令和7年度の答申日別の最短効力発生（法定発効）予定日の一覧表になります。

92ページからは、厚生労働本省が行った令和7年度賃金改定状況調査結果になります。地域別最低賃金の金額審議の参考資料にもしていただいた資料となります。

配布資料についての説明は以上となります。この他、福島地方最低賃金審議会委員以外の委員の方には、参考図書として、最低賃金決定要覧（令和7年度版）をお配りしております。最低賃金決定要覧は「テキスト」になるもので、本日の配付資料とともに専門部会の開催時には持参していただきますようお願いいたします。

以上で、資料の説明を終わります。

（部会長） ただいまの説明について質問等ございますか。

（なし）

（7）今後の審議日程及び効力発生日について

(部会長) 次に今後の審議日程等について、事務局から説明して下さい。

(室長) 委員の皆様には、日程調整に御協力いただきましてありがとうございました。

例年、専門部会は、3回の部会で結審しているところです。今年度につきましても結審までの回数を同様に予定しています。

第2回専門部会を11月5日水曜日17時00分から、第3回専門部会を11月7日金曜日10時00分からの開催を予定しております。

なお、御提出いただいたております日程調整表では欠席となっていても、スケジュールの調整ができた場合には、事務局まで御連絡のうえ、御出席いただきますようよろしくお願ひいたします。

(部会長) ただいま事務局から提案された日程でよろしいでしょうか。

《異議なしの声》

(部会長) では、事務局の御提案のとおりとします。

委員の皆様におかれましては、日程の確保について、何度も申し訳ございませんが、御協力をよろしくお願いします。

次に、効力発生日についてお諮りします。事務局から説明願います。

(室長) 効力発生日につきましては、本来専門部会、若しくは審議会で審議していただくべきものですが、特定最低賃金専門部会で結審・答申をいただいてから効力が発生するまでには、「公示日別最短効力発生予定一覧表」のとおり、最短で約2ヶ月を要することとなります。

効力発生日については、官報公示の日から起算して30日を経過した日からとする法定発効と、30日経過した日の後の

日であって、別に指定する日の指定発効の2種類がありますが、例年は指定発効とせず、法定発効とすることとされておりました。

今年度の効力発生日について、お諮り願います。

(部会長) 事務局から効力発生日について説明がありましたが、今年度も例年どおり、法定発効とすることとしてよろしいでしょうか。

《異議なしの声》

(部会長) 御異議がないようですので、法定発効とします。

本日の議事は以上となります、事務局から連絡事項はござりますか。

(室長) はい。先ほど、今後の審議日程について確認していただきましたので、各委員の皆様には、開催案内通知を別途郵送いたします。

専門部会の定足数が確保できるよう、日程の調整確保について、よろしくお願ひいたします。

4 閉 会

(部会長) 何か御質問等ありますでしょうか。

(大内委員) 他県はまだ出てないのでしょうか。

(室長) 次回の時までに、決定したところ等まとめてお示ししたいと思います。

(部会長) ありがとうございます。他になければ、以上をもちまして、本日の専門部会を閉会といたします。大変お疲れ様でした。